（件名）海外滞在者の運転免許証の更新に係る今後の対応について

【ポイント】

特例のうち、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、有効な日本の運転免許証をお持ちの方が事前に郵送等で申請いただくことで、更新・運転可能期間を３か月間延長することを可能としていた措置について、令和３年１２月２８日をもって申出の受付を終了します。

【本文】

　９月２４日、「海外滞在者の運転免許証の更新に係る特例について」と題するメールをお送りしたところですが、そのうち一部が変更になりましたのでお知らせいたします。

　具体的には、特例のうち、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、有効な日本の運転免許証をお持ちの方が事前に郵送等で申請いただくことで、更新・運転可能期間を３か月間延長することを可能としていた措置について、令和３年１２月２８日をもって申出の受付（＝郵送の場合申請書類一式の到着日とする）を終了することといたしました。

なお、その他の下記の措置につきましては引き続き活用が可能です。

・日本の運転免許証を保持している海外滞在者の方は、更新期間前でも、一時帰国の際に更新することができます。

・期限内に更新できなかった場合でも、以下の２つのいずれかにより、帰国後スムーズに免許の再取得ができます。

①　日本の免許が失効して帰国した際も、外国で免許を取得しその後３か月以上滞在している方は、視力など簡単な検査のみで日本の免許を取得することが可能です。

②　外国で免許を取得していない方は、失効後３年以内でかつ帰国後１か月以内であれば、更新と同じ手続（適性検査＋講習）で免許を取得することが可能です。

・また、外国等で取得した国際運転免許証等を所持することによって、日本の免許を受けることなく（日本に上陸したときから１年間）、日本で運転することが可能です。

ご不明点等ございましたら、免許証を発行された都道府県の運転免許センターにお問い合わせください。

このメールは、在留届に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

【問い合わせ先】

在ベネズエラ日本国大使館

電話：(+58)-212-262-3435

FAX：(+58)-212-262-3484

ホームページ：<http://www.ve.emb-japan.go.jp>